「事業評価のためのチェックリスト」の改正及び 検診実施機関の事業評価について

1 「事業評価のためのチェックリスト」の改正について

- ・学会規約の改訂や個別検診の増加等のがん検診の現状の変化を踏まえ、国立がん研究センター及び厚生労働省研究班(*1)により、平成28年3月31日付でチェックリストの改定版が作成された。
- ・平成28年2月に一部改正された「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」)では、この改定版を、従来のチェックリストにかわるものとして事業評価に活用することが求められている。
- (*1 平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金「検診効果の最大化に資する、職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班)

【改正された様式】

- ・チェックリスト (市区町村用)
- ・チェックリスト (検診実施機関用)

【主な改正内容】

- ①指針の一部改正や、各がん検診関連学会の最新の規約等が反映された
- ②個別検診用にも適用可能となった
 - (1つのチェックリストで、集団検診と個別検診を同時に点検可能)

2 検診実施機関の事業評価について

- (1) これまでの経緯
 - ・当部会では、検診実施機関の精度管理水準の把握を目的に、平成27年度より年1回、検診実施機関のチェックリストの遵守状況を調査することとした(平成26年度第2回部会検討事項)。
- ・昨年度は、県内市町村から集団検診を受託する19機関を対象に調査を実施した。 なお初回調査であったため、調査結果は県ホームページ上で機関名を伏せての公 表とし、今年度調査分より機関名も含めて公表していく方針となった(平成27 年度第1回部会検討事項)。

(2) 今後の方向性について

- ・今回のチェックリスト改定を踏まえ、集団検診実施機関と個別検診実施機関の事業評価をどのように行っていくか、改めて検討する必要がある。
- ①集団検診実施機関の事業評価(案) 資料 2-2
- ・従来の方針通り、チェックリストの遵守状況調査を継続して実施し、その結果を 検診実施機関名とともに県ホームページにて公表する。
- ・なお、改正後の調査票(精度管理ツール<雛型集>)は、平成28年8月頃、国立がん研究センターから提供される予定である。
- ②個別検診実施機関の事業評価(案) 別添 1、 資料 2-3
- ・今回のチェックリスト改定の背景には、個別検診の受診割合が年々増加していること、及び個別検診の精度管理水準の実態は不明なものの、その水準は集団検診より低いと予想されていること等が挙げられており、当部会でも個別検診の事業評価を検討していく必要がある。
- ・しかしながら、個別検診の実施機関数は多く、また契約の型も単一ではない。事業評価の具体的方法等を検討するためには、まず個別検診の実態を把握する必要がある。
- ・特に個別検診では、医師会が一括して検診事業を受託している場合が多く、医師会との連携が重要である。さらにチェックリスト調査の回答にあたって、医師会と医療機関の連携が期待されている。

く参考:チェックリスト調査を行う際の考え方

(改定後チェックリストより) >

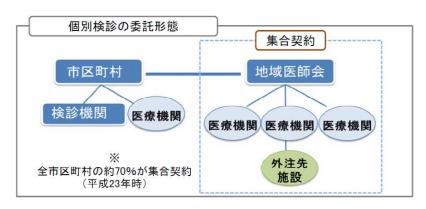
- ・医師会が体制を統一している項目については、予め、医師会から全検診機関 (医療機関)に回答を通知することが望ましい。
- ・医師会等が全項目を統一して行っている場合は、医師会等が一括して回答しても構わない。)。

「がん検診の精度管理推進のための関係機関調査」の実施について

1 個別検診の委託形態について

・個別検診の委託形態は、①地区医師会が一括して市町村と契約を結んでいる場合と、②市町村と各医療機関等が個別に契約を結んでいる場合の大きく2つに分けられる。平成23年度時点では、全国の市区町村の約70%が前者の委託形態である。

<個別検診の委託形態>



2 個別検診における医師会の関与について

- ・個別検診では、地域の精度管理をリードする組織が必要であり、実際に医師会が 担っている地域も存在する。
- ・精度管理の優良自治体の共通点として「自治体と医師会の連携体制」が挙げられている。

<医師会関与の例>

- ①委託要件の作成、医療機関が委託要件を満たすかどうかの確認
- ②精度管理委員会の設置
- ③医療機関のモニタリング、分析結果のフィードバック
- ・しかしながら、精度管理に関与する医師会は全国的に少ないとされている。
- ・さらに、医師会によっては、医師会内にがん検診に関する事務局機能を設置して いない可能性もある。

<参考:事務局機能について>

がん検診事業専属の事 務局又は職員を設置 (配置)	がん検診事業と他業務 を兼務する事務局又は 職員を設置(配置)	がん検診事業に係る事 務局又は職員を設置 (配置)していない	その他	無効・ 無回答
3. 7%	37. 3%	40. 7%	3. 2%	15. 1%

(「がん対策推進委員会答申(平成22年3月日本医師会がん対策推進委員会)」より引用)

3 千葉県の個別検診の状況について

・本県においても、各がん種別で、個別検診実施市町村の半分以上が、地区医師会 に委託している。

<市町村の個別検診委託先>

て 11年11107 個が1大砂	(年位:川町竹奴)					
検診委託先	胃がん	大腸がん	肺がん		フウ茲が!	回 - お /
			読影	読影喀痰	子宮頚がん	乳がん
地区医師会	10	14	11	9	27	25
その他(医療機関等)	7	8	4	2	20	18
【参考】検診実施市町村数	16	22	15	10	46	41

^{※1}自治体が複数の委託先に委託している場合有り。(平成27年度千葉県保健事業関係補足調査より)

・個別検診の受託機関数は以下のとおりである。なお、各地区医師会に所属する検診 実施機関数については、現時点では把握できていない。

<検診実施機関数(個別検診)>

(単位:医師会数または医療機関数)

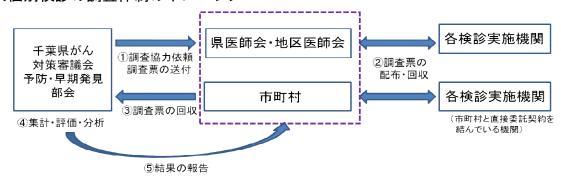
(畄位·市町村数)

	胃がん	大腸がん	肺がん		子宮頚がん	乳がん
			読影	読影喀痰	丁呂 類 かん	子しかん
地区医師会	10	14	10	8	19	18
医療機関 (検診実施機関)	21	32	11	9	49	27

(平成27年度千葉県保健事業関係補足調査及び市町村への聞き取り調査より)

- ・また、がん検診の精度管理に対する各地区医師会の関与は一律ではないことが想 定されるものの、その関与状況や取組等について現時点では把握できていない。
- ・今後、個別検診実施機関のチェックリストの遵守状況調査等を行う場合、医師会 及び地区医師会の協力は不可欠である。医師会等の御意見等を伺いながら、調 査・回答経路の整備を行っていく必要がある。

<個別検診の調査体制のイメージ>



4 今後の対応について 資料 2-3

- ・今後の個別検診実施機関の事業評価の在り方等を検討するために、県医師会の協力のもと、各地区医師会のがん検診に関する現状等を把握したい。
 - 各地区医師会に所属する検診機関数
 - ・各地区医師会のがん検診の精度管理への関与状況
 - ・個別検診の調査体制に関する御意見等